

入 札 公 告

次の通り一般競争入札に付します。

平成30年2月5日

経理責任者
独立行政法人地域医療機能推進機構
宇和島病院 院長 渡 部 昌 平

1. 競争に付する事項

- (1) 調達件名
駐車場警備業務委託
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期限(期間)
平成30年4月1日～平成31年3月31日(1年間)
- (4) 履行場所
独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院
- (5) 入札方法
 - ① 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。
 - ② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって評価するので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則(以下「契約事務細則」という。)第5条及び第6条の規定に該当しないものであること。
- (2) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」でB、C又はD等級に格付けされ、四国地域の競争参加資格を有する者または、200床以上の病院において業務実績がある者であること。
- (3) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規定第2条の各号に該当しないものであること。

- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間に於いて虚偽の真実を記載したものを提出したことがあるもの、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- (5) 次の各号に掲げる制度が適応される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(e及びfについては2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
- a. 厚生年金
 - b. 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
 - c. 船員保険
 - d. 国民保険
 - e. 労働者災害補償制度
 - f. 雇用保険
- (注)各保険料のうちe及びfについては、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る)していないこと。
- (6) 愛媛県内において本社・支社・営業所を有すること。
- (7) 法人として次の資格および保険を有すること。
- ① 愛媛県公安委員会認定
 - ② 警備業者賠償保険

3. 契約条項を示す場所

〒798-0053 愛媛県宇和島市賀古町2丁目1番37号
独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院 契約係
電話 0895-22-5616

4. 競争入札執行の場所及び日時

- (1)入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記3に同じ。
- (2) 参加資格審査申請書の提出期限
平成30年2月20日(火) 16時00分
(土日祝祭日を除く)
- (3) 開札日時及び場所
平成30年2月27日(火) 15時00分 3階会議室

5. その他必要な事項

- (1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」

- (2) 入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」
- (3) 入札者に要求される事項
入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 「要」
- (6) 契約の相手方の決定方法
契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。
- (7) 詳細は入札説明書による。